

# 春日井市「空き家所有者アンケート調査」

## 1. 対象の建物(表紙に記載している建物)について

【問1】対象の建物についてお尋ねします。(あてはまる□1つに✓)

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 自身が所有している(共有を含む)   | <input type="checkbox"/> 取り壊して更地にした    |
| <input type="checkbox"/> 関係者(家族、親族等)が所有している | <input type="checkbox"/> 解体することが決まっている |
| <input type="checkbox"/> 遺産分割協議中である         | <input type="checkbox"/> 譲渡・売却した       |
| <input type="checkbox"/> その他                |  |

以上で質問終了です。御協力ありがとうございました。

恐縮ですが、調査対象建物の住所を下記へご記入の上ご返送ください。

【対象建物住所】

●電話で住宅政策課までご連絡いただいても結構です。

春日井市住宅政策課 ☎0568-85-6572

【問2】建物の登記上の所有者は誰になりますか。(あてはまる□1つに✓)

- |                                 |   |                              |
|---------------------------------|---|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> あなたご自身 | <input type="checkbox"/> 亡くなっているあなたの被相続人<br>(あなたの父母等) | <input type="checkbox"/> 未登記 |
|---------------------------------|---|------------------------------|

【問2-1】相続登記が義務化されたことはご存知ですか。

はい

いいえ

※市(連携協定団体)から登記の専門家である司法書士を紹介することができますのでご相談は住宅政策課(0568-85-6572)へご連絡ください。

【問3】あなたの年代をお答えください。(あてはまる□1つに✓)

- 20代以下   30代   40代   50代   60代   70代   80代以上

【問4】この建物の使用状況についてお尋ねします。(あてはまる□1つに✓)

- 住んでいる(貸家を含む)。  
別荘、セカンドハウス等で使用している。  
物置、倉庫として使用している。  
賃貸用、売却用の空き家である。  
特に使用していない空き家である。

**【問 5】 建物を使用しなくなった理由はなんですか。(あてはまる□1つに✓)**

<input type="checkbox"/> 相続より取得したが住む人がいないため	<input type="checkbox"/> 別の住宅に転居したため
<input type="checkbox"/> 所有者が施設入所、入院しているため	<input type="checkbox"/> 老朽化のため使用できる状態にないため
<input type="checkbox"/> 所有者が長期にわたり不在のため（海外主張など）	<input type="checkbox"/> 賃借人が転居したため。
<input type="checkbox"/> 相続手続きが進んでいないため	
<input type="checkbox"/> その他	

**【問 6】 建物を使用しなくなってどのくらい経っていますか。(あてはまる□1つに✓)**

<input type="checkbox"/> 1 年未満	<input type="checkbox"/> 1～3 年未満	<input type="checkbox"/> 3～10 年未満
<input type="checkbox"/> 10 年以上	<input type="checkbox"/> わからない	

**【問 7】 建物はどのくらいの頻度で管理を行っていますか。(あてはまる□1つに✓)**

<input type="checkbox"/> ほぼ毎週、またはそれ以上	<input type="checkbox"/> ほぼ毎月	<input type="checkbox"/> 年に数回
<input type="checkbox"/> 数年に 1 回	<input type="checkbox"/> ほとんどしていない。	

**【問 8】 建物(敷地含む)の管理として、どのようなことを行っていますか(あてはまる□すべてに✓)**

<input type="checkbox"/> 建物の定期的な修繕・補修	<input type="checkbox"/> 門扉や窓の施錠、電化製品のスイッチ、コンセントの確認
<input type="checkbox"/> 窓を開けて定期的に空気を入れ替え	<input type="checkbox"/> 枯草や燃えやすい物の除去
<input type="checkbox"/> 敷地の草刈り、立木の枝払い	<input type="checkbox"/> 特にしていない

**【問 9】 建物の維持管理にかかる年間維持費はどれくらいですか。(あてはまる□1つに✓)**

※管理費、固定資産税、交通費等の維持管理にかかる費用の合計でお答えください。

<input type="checkbox"/> 1 万円未満	<input type="checkbox"/> 1～5 万円未満	<input type="checkbox"/> 5～10 万円未満
<input type="checkbox"/> 10～20 万円未満	<input type="checkbox"/> 20～50 万円未満	<input type="checkbox"/> わからない
<input type="checkbox"/> 費用がかかっていない		

## 【問 10】

この建物の管理について困っていることをお答えください。(あてはまる□すべてに✓)

<input type="checkbox"/> お金がかかりすぎる (管理の費用がない)	<input type="checkbox"/> 管理の手間が大変
<input type="checkbox"/> 遠くに住んでいるので十分にできない	<input type="checkbox"/> 特になし
<input type="checkbox"/> 年齢・体力的につらい	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> どこに相談したらよいかわからない	

## 2. 対象の建物の利用・活用について

【問 11】 この建物の今後についてどのようにしたいと思っていますか。

- 1) 回答の「□はい」「□いいえ」に✓
- 2) 補足について該当があればお答えください。

項目	1) 回答	2) 補足
自身が居住したい	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
子供や親族に居住してほしい	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【問 11-1】</b> 子供や親族に相談していますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
資産として、子供や親族に残したい	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【問 11-2】</b> 子供や親族に相談していますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
売却したい	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【問 11-3】</b> 宅建士（不動産屋）へ相談していますか <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">             市より専門家の紹介ができます。ご希望される方は 7、8 ページを同意書へご記載下さい。           </div>
貸したい	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
解体したい	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	市には解体補助の制度があります。詳細は右記 QR コードでご確認下さい <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-left: 20px;">QR</div>

項目	1) 回答	2) 補足
そのままにしておきたい	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【問 11-4】</b> そのままにしておきたい理由を教えてください。 <input type="checkbox"/> 将来使う予定があるから <input type="checkbox"/> 思い出があるから <input type="checkbox"/> 残置物（仏壇等）が残っているから <input type="checkbox"/> 希望の価格で売却または賃貸できると思わないから <input type="checkbox"/> 何から始めたらよいかわからないから <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px dashed black; height: 30px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>
公共目的のために活用したい	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
市へ寄付したい	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
その他の意向がある	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<b>【問 11-5】</b> 内容をご記入ください <div style="border: 1px dashed black; height: 80px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>

**【問 12】 今後の利活用についてどのような懸念や課題がありますか。**

- 1) あてはまる□すべてに✓  
 2) 補足について該当があればお答えください。

項目	1) 回答	2) 補足
解体費がない(高い)	<input type="checkbox"/>	
修繕費がない(高い)	<input type="checkbox"/>	
解体すると固定資産税が上がる	<input type="checkbox"/>	
賃貸や売却先を募集しているが、借り手や買い手が見つからない	<input checked="" type="checkbox"/>	<p><b>【問 12-1】</b>                      地域貢献活動や住宅確保用配慮者(※)への賃貸は検討できますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい    <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>※●●●●住宅確保用配慮者の説明●●●●                      ●●●●住宅確保用配慮者の説明●●●●</p>
賃貸や売却を行いたいがどうすればよいかわからない	<input checked="" type="checkbox"/>	<p><b>【問 12-2】</b>                      具体的な相談先はありますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい    <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p>市より専門家の紹介ができます。ご希望される方は7、8ページを同意書へご記載下さい。</p>
相続等の問題があり、他の権利者との意見の対立がある	<input type="checkbox"/>	
他の相続人の所在が不明である	<input type="checkbox"/>	
残置物(仏壇等)が処分できない	<input type="checkbox"/>	
具体的にどうしたらよいかわからない	<input checked="" type="checkbox"/>	
懸念や課題はない	<input type="checkbox"/>	
その他	<input checked="" type="checkbox"/>	<p><b>【問 12-3】</b>                      内容をご記入ください</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 80px; width: 100%;"></div>

### 3. 春日井市の空き家の支援策について

【問 13】 建物を活用するため、どのような支援が必要ですか。(あてはまる□すべてに✓)

<input type="checkbox"/> 空き家相談ができる公的な総合窓口がほしい	<input type="checkbox"/> 信頼できる専門業者を紹介してほしい
<input type="checkbox"/> 空き家活用希望者とのマッチングをしてほしい	<input type="checkbox"/> セミナー等で空き家活用に関する情報提供をしてほしい
<input type="checkbox"/> 解体費用や片付け費用等について補助をしてほしい。	<input type="checkbox"/> 必要と思われる制度はない
<input type="checkbox"/> その他	

【問 14】 以下の中で春日井市が実施している空き家の支援策について知っている施策はありますか(あてはまる□すべてに✓)

<input type="checkbox"/> 空き家セミナーの実施	<input type="checkbox"/> 無料相談会の実施
<input type="checkbox"/> 空き家総合相談窓口の設置	<input type="checkbox"/> 専門業者（不動産業等）の紹介
<input type="checkbox"/> 空き家・空き地バンク	<input type="checkbox"/> 解体に関する補助制度
<input type="checkbox"/> 片付けに関する補助制度	<input type="checkbox"/> 建物診断に関する補助制度
<input type="checkbox"/> 特に知らない	

【問 15】 空き家の維持・管理、利用・活用についてご意見、ご要望がございましたら、ご自由お書きください。

**アンケート調査は以上になります。ご協力ありがとうございました。**

**※同封の返信用封筒に入れご返送いただきますようお願いいたします。**

建物について「売りたい・貸したい・どうしたらよいかわからない等」のお困り事があるなど、専門業者の紹介を希望される方は、7、8ページの「空き家等に関する情報提供同意書」に署名ください。

後日、市職員から内容確認のため連絡させていただきます。

このページには、専門業者とのご相談を希望される場合のみ記入してください。

※ご記入いただいた方には市職員から内容確認のためお電話させていただきます。

## 空き家に関する情報提供同意書

注意事項をよくお読みいただき、ご理解いただいたうえで、下記記入欄に必要事項をご記入ください。

私は、下記の個人情報及び空き家等(その敷地を含む)の情報について、春日井市と空き家対策連携協定を締結している連携協定団体等へ情報提供することに同意します。

### 連携協定団体等

- 春日井商工会議所 ○公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会
- 一般社団法人住まい管理支援機構
- 高蔵寺まちづくり株式会社(※) ○愛知県司法書士会

※高蔵寺まちづくり株式会社は、高蔵寺リ・ニュータウン計画に基づく高蔵寺ニュータウン及びその周辺地域のまちづくりの担い手として、市の施策を行うために市が出資し創設された株式会社です。

令和 年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 自宅 \_\_\_\_\_ 携帯 \_\_\_\_\_

空き家等が共有名義の方は、左のにチェックをしてください。

### 【注意事項】

- 情報提供された個人情報及び空き家等(その敷地を含む)の情報は、あなたの空き家等の相談(表面「意向調査設問3」)に対応できる連携協定団体等へ紹介する目的以外に使用しません。
- 市は、情報提供された個人情報及び空き家等(その敷地を含む)の情報を連携協定団体等へ紹介しますが、空き家等の売買や解体等の交渉・契約について、直接これに関与いたしません。
- 契約する際は、手数料等が必要となる場合があります。
- 市や専門業者から、相談対応や空き家の状況等の確認のため、連絡をさせていただく場合があります。

**このページには、専門業者とのご相談を希望される場合のみ記入してください。**

※ご記入いただいた方には市職員から内容確認のためお電話させていただきます。

① 空き家等の情報を記入してください。(分かる範囲でご記入ください。)

所在地	春日井市_____
構造	木造・その他(_____造) _____階建て
面積	建物 _____㎡、土地 _____㎡
建設時期	昭和・平成・令和・西暦 _____年 頃
空き家になった時期	昭和・平成・令和・西暦 _____年 頃から

② 空き家の事で相談したい内容について、あてはまるものにマルを付けてください。(複数回答可)

	項 目	マル(○)
ア	売却	
イ	賃貸	
ウ	解体	
エ	修繕・リフォーム	
オ	適正管理	
カ	建物診断(インスペクション)	
キ	相続	
ク	税金	
ケ	残置物の片付け	
コ	空き家バンクへの登録 空き家バンクとは、利用希望者とのマッチングを市がお手伝いします。 空き家の情報をインターネット上に公開し、利用希望者に提供します。	
サ	その他(_____)	
シ	既に業者に相談している	

○ 空き家バンクの登録を希望する方は、同意書の提出が必要となります。(市と空き家に関する連携協定を締結する団体が指定する不動産業者に仲介を依頼する契約(媒介契約)が登録条件のため)希望される方は物件を掲載したいバンクにマルを付けてください。

( 全国版 ・ 愛知県宅建協会版 ・ 両方 )

(参考)

全国版:全国の自治体向けに、国がプラットフォームを構築現在、公募により選定された2社(アットホーム・ライフ)により運営されている。

愛知県宅建協会版:自治体の提供物件に加え、不動産業者が提供する中古住宅も掲載、愛知県宅建サポート(株)により運営されている。